

# 参 考 资 料

## 参考資料 1 生活保護の動向

### ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成23年9月には、対前年同月比106.0%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0%	→	○平成23年9月現在（速報値） 被保護人員 約206万6千人 被保護世帯数 約149万7千世帯 保護率 16.2%
--	---	--

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成22年度平均	*3,340	*5.1	*0.56	*1,952,063	110.7
平成23年 1月	3,220	4.9	0.61	1,997,363	109.3
2月	3,050	4.6	0.62	2,005,862	108.8
3月	3,040	4.6	0.63	2,022,258	108.4
4月	3,090	4.7	0.61	2,021,412	107.9
5月	2,930	4.5	0.61	2,031,587	107.7
6月	2,930	4.6	0.63	2,041,592	107.1
7月	2,920	4.7	0.64	2,050,495	106.7
8月	2,760	4.3	0.66	2,059,871	106.4
9月	2,750	4.1	0.67	2,065,896	106.0

資料：労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、福祉行政報告例（平成23年4月以降は速報値）

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※\*は平成22年平均

### イ 近年の保護動向の特徴

#### (ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(42.5%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成23年9月（速報値）		伸び率（23.9/7） （%）
	世帯数	構成割合（%）	世帯数	構成割合（%）	
総数	600,980	100.0	1,491,120	100.0	148.1
高齢者世帯	254,292	42.3	633,393	42.5	149.1
母子世帯	52,373	8.7	113,428	7.6	116.6
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	490,367	32.9	94.1
その他の世帯	41,627	6.9	253,932	17.0	510.0

資料：福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は75.7%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成23年9月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成23年9月	1,491,120	633,393	113,428	490,367	253,932
	うち単身世帯	1,128,959 (75.7%)	567,447 (89.6%)	-	391,603 (79.9%)	169,909 (66.9%)

資料：福祉行政報告例（平成23年9月分は速報値）

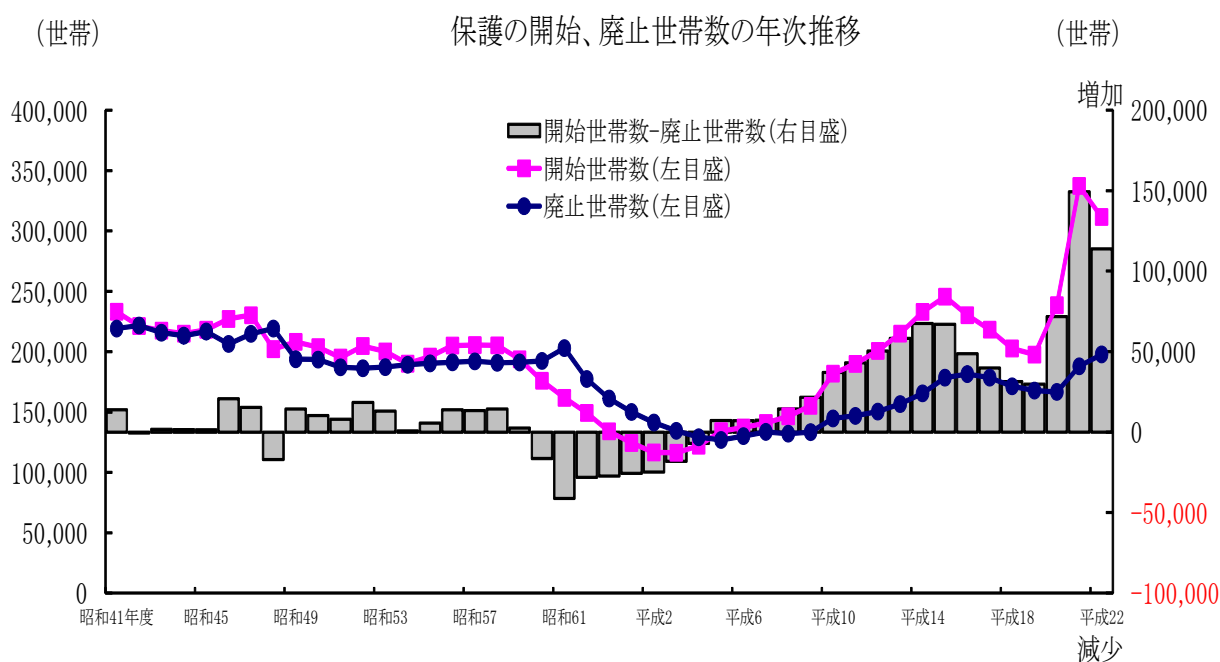
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

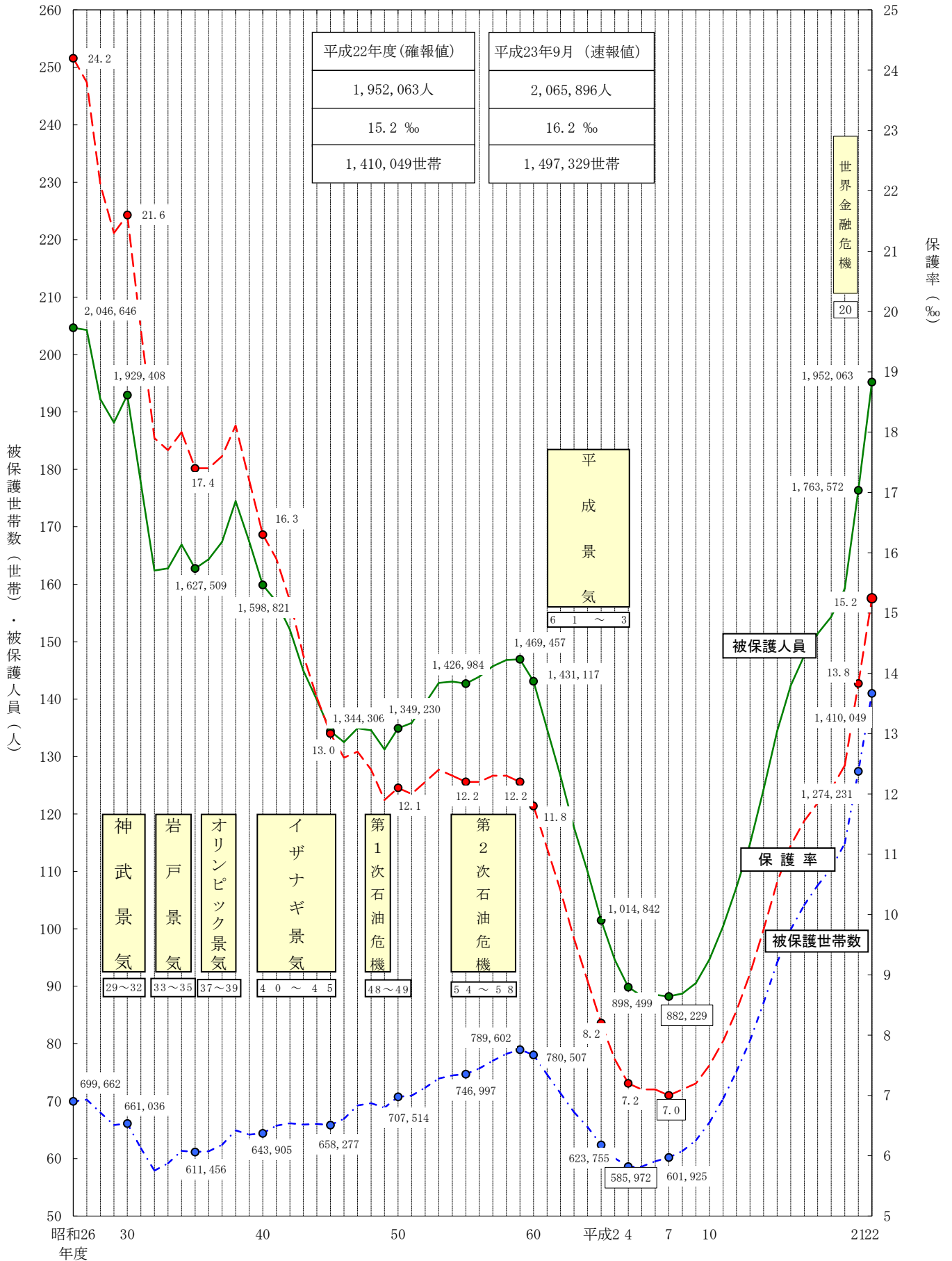
保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度は減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。（開始世帯数－廃止世帯数）については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度は減少に転じた。



資料：福祉行政報告例

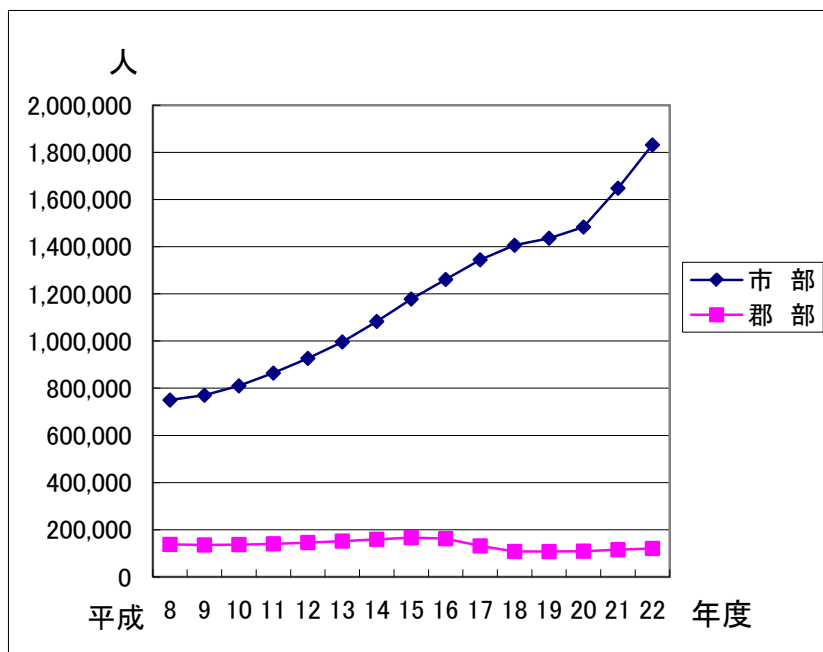
(万)

### 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

## 市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成8年度	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692

資料：福祉行政報告例

## 都道府県・指定都市・中核市別保護率

	平成22年度		
		%	
<b>全 国</b>	<b>15.2</b>		
大 阪 市	54.9	いわき 市	9.3
札 幌 市	33.8	秋 田 県	9.2
函 館 市	30.9	船 橋 市	9.0
京 都 市	30.2	宮 崎 県	8.6
神 戸 市	29.5	浜 松 市	8.5
堺 市	28.1	横 須 賀 市	8.2
福 岡 市	25.9	川 越 市	8.1
旭 川 市	25.8	大 津 市	7.9
東大阪 市	25.8	奈 良 県	7.9
尼 崎 市	25.7	山 口 県	7.8
高 知 市	25.3	鳥 取 県	7.8
北九州 市	22.4	京 都 府	7.8
広 島 市	21.2	前 橋 市	7.6
川 崎 市	20.8	神 奈 川 県	7.5
青 森 市	19.9	愛 媛 県	7.4
長 崎 市	18.9	和 歌 山 県	7.2
名 古 屋 市	18.7	埼 玉 県	7.2
横 浜 市	17.2	広 島 県	7.2
鹿 児 島 市	16.7	千 葉 県	6.8
千 葉 市	16.7	岩 手 県	6.6
岡 山 市	16.7	郡 山 市	6.6
松 山 市	16.5	三 重 県	6.5
福 岡 県	16.3	金 沢 市	6.4
和 歌 山 市	16.2	柏 市	6.1
北 海 道	16.2	福 島 県	6.1
東 京 都	15.2	宮 城 県	6.0
仙 台 市	15.1	兵 庫 県	5.7
宮 崎 市	14.5	島 根 県	5.7
青 森 県	14.5	茨 城 県	5.7
沖 縄 県	14.5	香 川 県	5.6
熊 本 市	14.4	栃 木 県	5.5
相 模 原 市	14.4	熊 本 県	5.4
高 知 県	14.3	岡 山 県	5.3
さいたま 市	13.2	長 野 市	5.0
大 阪 府	13.2	豊 橋 市	4.8
奈 良 市	13.1	山 梨 県	4.5
徳 島 県	13.0	山 形 県	4.3
大 分 市	12.4	滋 賀 県	4.1
久 留 米 市	12.4	群 馬 県	4.1
新 潟 市	12.4	岡 崎 市	3.8
大 分 県	12.0	新 潟 県	3.8
秋 田 市	11.8	静 岡 県	3.8
下 関 市	11.8	豊 田 市	3.7
長 崎 県	11.6	愛 知 県	3.7
盛 岡 市	11.3	石 川 県	3.4
高 松 市	11.0	長 野 県	3.4
福 山 市	10.9	富 山 市	3.3
鹿 児 島 県	10.8	福 井 県	3.2
岐 阜 市	10.7	岐 阜 県	2.2
宇 都 宮 市	10.7	佐 賀 県	2.1
静 岡 市	10.0	富 山 県	2.1
西 宮 市	10.0		
姫 路 市	9.7		
倉 敷 市	9.5		
高 槻 市	9.5		

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成22年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(22'-7')の大きい順。

	平成7年度	平成22年度	伸び(22'-7')
	‰	‰	‰
全 国	7.0	15.2	8.2
大 阪 市	18.0	54.9	36.9
札 幌 市	17.0	33.8	16.8
神 戸 市	14.9	29.5	14.6
広 島 市	6.6	21.2	14.6
大 阪 府	8.7	21.3	12.6
千 葉 市	4.6	16.7	12.2
名 古 屋 市	6.6	18.7	12.1
川 崎 市	9.0	20.8	11.9
北 海 道	14.7	26.4	11.7
東 京 都	8.1	19.5	11.4
高 知 県	15.3	26.1	10.8
福 岡 市	15.1	25.9	10.7
横 浜 市	6.9	17.2	10.3
仙 台 市	5.2	15.1	9.9
青 森 県	11.0	20.8	9.7
長 崎 県	10.8	20.0	9.2
京 都 市	21.0	30.2	9.1
沖 縄 県	12.9	20.8	8.0
鹿 児 島 県	10.5	18.0	7.5
兵 庫 県	5.3	12.7	7.4
神 奈 川 県	3.5	10.8	7.3
埼 玉 県	3.1	10.4	7.3
北 九 州 市	15.2	22.4	7.2
徳 島 県	11.3	18.1	6.8
大 分 県	9.4	16.2	6.8
秋 田 県	7.0	13.7	6.7
千 葉 県	3.0	9.7	6.7
和 歌 山 県	7.3	13.8	6.5
福 岡 県	17.5	23.7	6.2
栃 木 県	3.1	9.2	6.2
京 都 府	5.9	12.0	6.2
愛 媛 県	7.8	13.9	6.1
奈 良 県	7.8	13.7	5.8
岩 手 県	5.2	10.9	5.7
広 島 県	6.1	11.8	5.7
宮 崎 県	8.5	14.1	5.6
宮 城 県	3.3	8.5	5.2
福 島 県	4.0	9.2	5.1
鳥 取 県	6.1	11.2	5.1
熊 本 県	7.5	12.0	4.6
茨 城 県	3.1	7.6	4.5
三 重 県	4.7	9.1	4.4
山 口 県	7.8	11.6	3.8
香 川 県	7.4	11.1	3.7
群 馬 県	2.6	6.1	3.5
山 梨 県	2.2	5.7	3.4
愛 知 県	2.0	5.3	3.3
滋 賀 県	4.2	7.4	3.2
島 根 県	4.5	7.6	3.1
岐 阜 県	2.0	5.1	3.1
佐 賀 県	5.8	8.7	3.0
石 川 県	2.7	5.6	2.9
静 岡 県	2.2	5.0	2.9
岡 山 県	6.9	9.8	2.8
長 野 県	2.3	4.9	2.5
山 形 県	3.4	5.5	2.2
福 井 県	2.1	4.1	1.9
新 潟 県	3.2	5.0	1.8
富 山 県	2.0	3.0	1.0

資料:福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

## 平成7年度から平成22年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(22' / 7')の大きい順。

	平成7年度	平成22年度	伸び率(22' / 7')
	%	%	%
全 国	7.0	15.2	117.1
千 葉 市	4.6	16.7	264.8
埼 玉 県	3.1	10.4	238.3
千 葉 県	3.0	9.7	221.3
広 島 市	6.6	21.2	220.9
神 奈 川 県	3.5	10.8	209.3
大 阪 市	18.0	54.9	204.8
栃 木 県	3.1	9.2	201.2
仙 台 市	5.2	15.1	188.4
名 古 屋 市	6.6	18.7	184.8
愛 知 県	2.0	5.3	162.8
岐 阜 県	2.0	5.1	157.0
宮 城 県	3.3	8.5	154.8
山 梨 県	2.2	5.7	154.0
横 浜 市	6.9	17.2	149.8
茨 城 県	3.1	7.6	147.2
大 阪 府	8.7	21.3	144.9
東 京 都	8.1	19.5	140.0
兵 庫 県	5.3	12.7	138.9
群 馬 県	2.6	6.1	134.5
川 崎 市	9.0	20.8	132.7
静 岡 県	2.2	5.0	131.4
福 島 県	4.0	9.2	127.4
岩 手 県	5.2	10.9	109.3
石 川 県	2.7	5.6	109.1
長 野 県	2.3	4.9	108.1
京 都 府	5.9	12.0	105.0
札 幌 市	17.0	33.8	98.6
神 戸 市	14.9	29.5	97.7
秋 田 県	7.0	13.7	94.7
三 重 県	4.7	9.1	93.3
広 島 県	6.1	11.8	93.0
福 井 県	2.1	4.1	89.4
和 歌 山 県	7.3	13.8	88.8
青 森 県	11.0	20.8	88.5
長 崎 県	10.8	20.0	84.8
鳥 取 県	6.1	11.2	84.1
北 海 道	14.7	26.4	80.1
愛 媛 県	7.8	13.9	78.5
滋 賀 県	4.2	7.4	77.1
奈 良 県	7.8	13.7	74.1
大 分 県	9.4	16.2	71.8
鹿 児 島 県	10.5	18.0	71.3
福 岡 市	15.1	25.9	70.9
高 知 県	15.3	26.1	70.7
島 根 県	4.5	7.6	68.6
宮 崎 県	8.5	14.1	66.0
山 形 県	3.4	5.5	63.8
沖 縄 県	12.9	20.8	61.9
熊 本 県	7.5	12.0	61.3
徳 島 県	11.3	18.1	60.7
新 潟 県	3.2	5.0	56.0
富 山 県	2.0	3.0	51.8
佐 賀 県	5.8	8.7	51.3
香 川 県	7.4	11.1	50.4
山 口 県	7.8	11.6	48.6
北 九 州 市	15.2	22.4	47.5
京 都 市	21.0	30.2	43.5
岡 山 県	6.9	9.8	40.7
福 岡 県	17.5	23.7	35.7

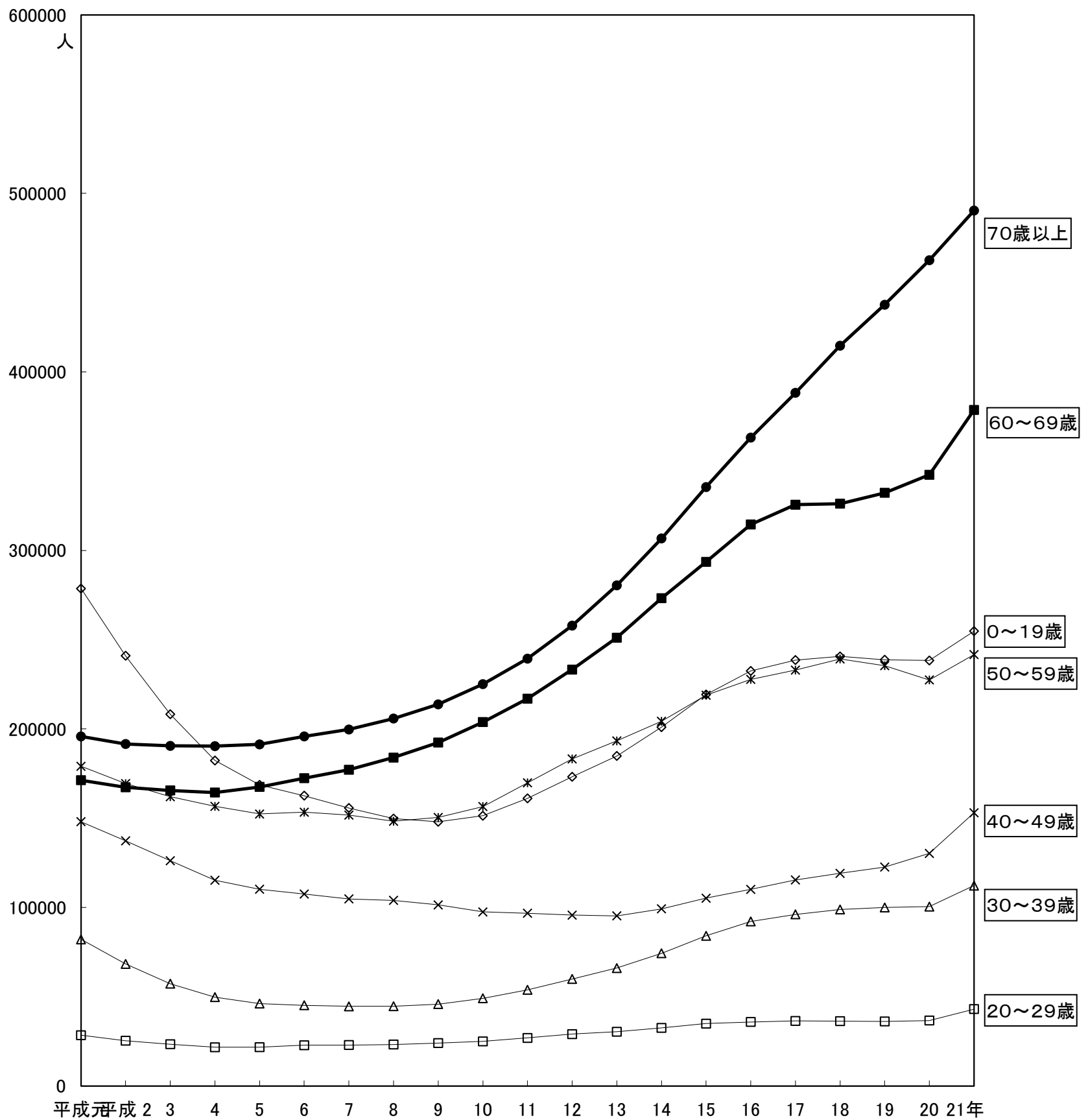
資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。



### 年齢階級別被保護人員の年次推移



単位：人

	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成 2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,580
12	173,170	28,992	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
構成割合(%)	15.2%	2.6%	6.7%	9.1%	14.4%	22.6%	29.3%	100.0%

資料：被保護者全国一斉調査(基礎)

## 世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0	6.9	
8	612,180	264,626	51,671	254,449	41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	100.0	43.2	8.4	41.6	6.8		
9	630,577	277,409	52,206	258,558	42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	100.0	44.0	8.3	41.0	6.7		
10	662,094	294,680	54,503	267,582	45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	100.0	44.5	8.2	40.4	6.8		
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1	
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4	
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7	
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3	
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0	
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4	
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3	
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2	
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1	
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6	
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	13.5	
22	1,405,281	603,540	108,794	157,390	308,150	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	546.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9	16.2	

注1) 保護停止中の世帯を除く。

2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料：福祉行政報告例

## 介護職員等によるたんの吸引等の吸引等の実施のための研修事業の実施について

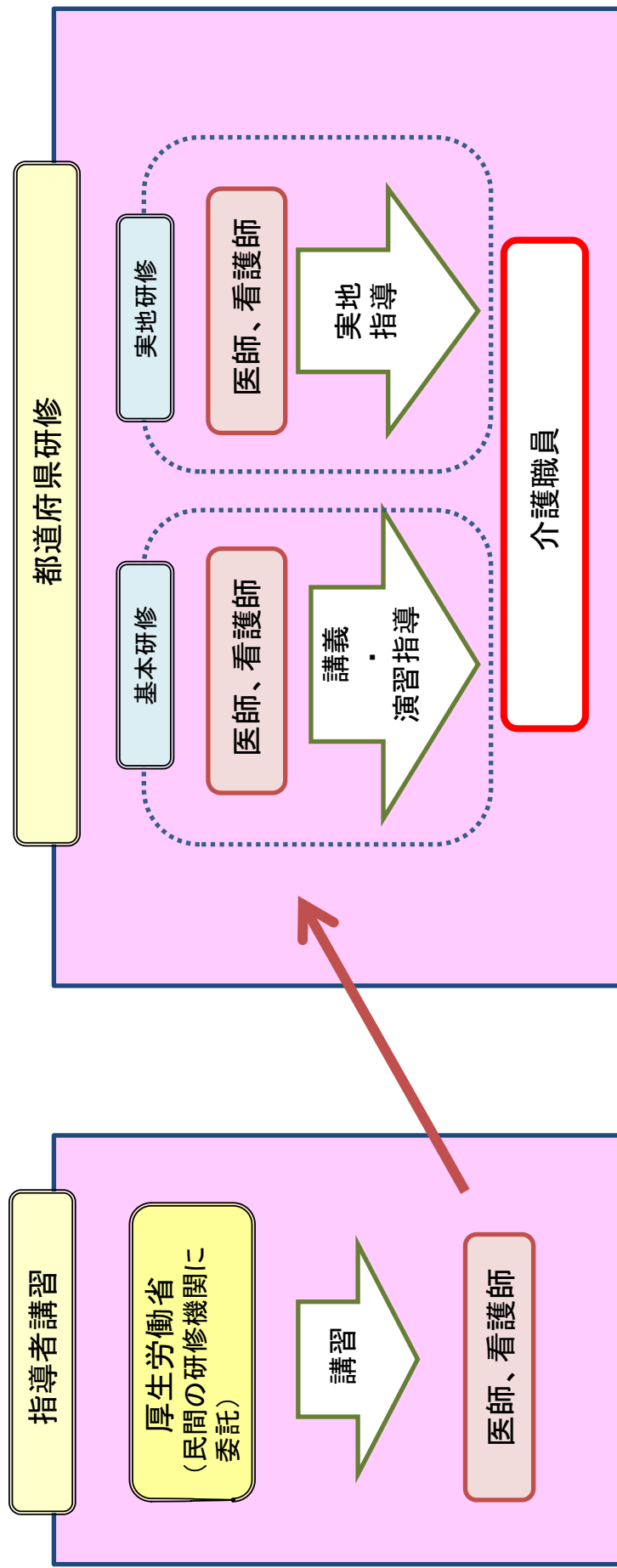
- 介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するための研修を実施する。
- 平成24年度予算額(案)

【都道府県研修】 たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルにおいて研修を行う。

- ・予算額(案) セーフティネット支援対策等事業費補助金 237億円の内数
- ・実施主体 都道府県(民間団体に委託可) ・補助率 国1/2、都道府県1/2

【指導者講習】 都道府県レベルで、たんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師に対し、必要な講習を実施。

- ・予算額(案) 19,705千円 ・実施主体 国



# 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について (案)

※H23年度4次補正予算(案)による基金の延長・事業の見直し後、  
H24年度に実施される予定のメニュー事業の実施方法について、  
H23年12月28日時点版の資料。  
(本資料は、今後変更があり得るものである。)

# (1) 福祉・介護人材参入促進事業

## 1 事業の目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

### (1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

### (2)事業内容の例

- 小学生等を対象にした福祉介護体験や老人ホームへの訪問
- 中学生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や養成施設等への訪問
- 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換
- 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー

### (3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

## 3 補助割合 定額(10/10)

## 4 実施年度 平成24年度

## 5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 事業を実施した学校数、事業所数
- 事業に参加した学生数、人数
- 養成施設等に進学した人数
- 福祉・介護分野に就職した人数 等

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

## 6 その他

(1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、効果的な周知と参加者の確保に努めること。

## 7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 福祉・介護人材参入促進事業

## 目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

## ターゲット

小学生

中・高校生

大学生

介護を必要としない高齢者  
子育てを終えた主婦などの方

## 取組例

多様な人材の参入  
促進を安定的に  
支える事業の実施

・都道府県直接実施  
・委託  
・補助  
市町村  
福祉人材センター  
社会福祉協議会  
養成施設  
社会福祉法人 等

就業相談

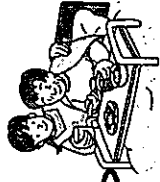
福祉・介護体験

老人ホームへの訪問

進路相談、  
養成施設等への訪問

インターンシップを  
活用した就業体験、  
現役職員との意見交換

ボランティア体験



職場訪問、職場体験

福祉・介護セミナー、就職フェア

○福祉・介護の  
理解促進  
○将来の人材候補

○進路選択の一つに  
○養成施設等への進学

○福祉・介護分野  
への就職  
○若い人材の参入

○これまでの知識・経験を  
生かし再就職  
○地域を支えるボランティア

## 活動指標・成果指標の例

- 事業を実施した学校数、事業所数
- 事業に参加した学生数、人数
- 養成施設等に進学した人数
- 福祉・介護分野に就職した人数
- 若くは再就職した人数
- 地域を支えるボランティア

## (2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

### 1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

#### (2)事業内容の例

○ 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉・介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修

○ 他分野からの離職者の福祉・介護分野への再就業を支援するため、福祉・介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験

#### (3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

### 3 補助割合 定額(10/10)

### 4 実施年度 平成24年度

### 5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

○研修、職場体験に参加した人数

○職場復帰、再就業した人数(潜在的有資格者、他分野からの離職者) 等

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

### 6 その他

(1)受講者募集にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めること。

(2)受講者のニーズに合わせ、研修の時期や内容、期間等を設定すること。

(例)

・具体的に再就職を希望している方…長期間、実技中心 等

・将来に向け就職準備をしている方…短期間、講義中心 等

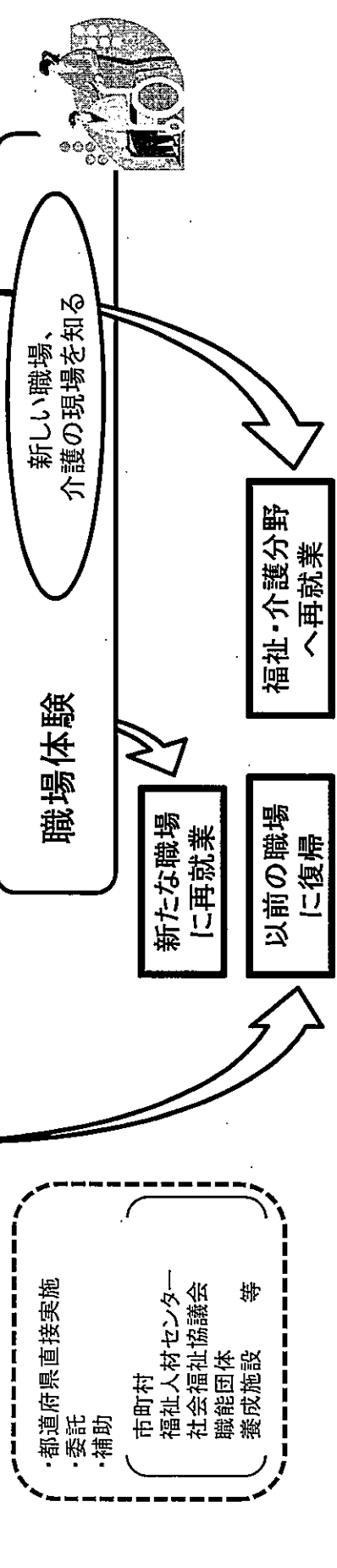
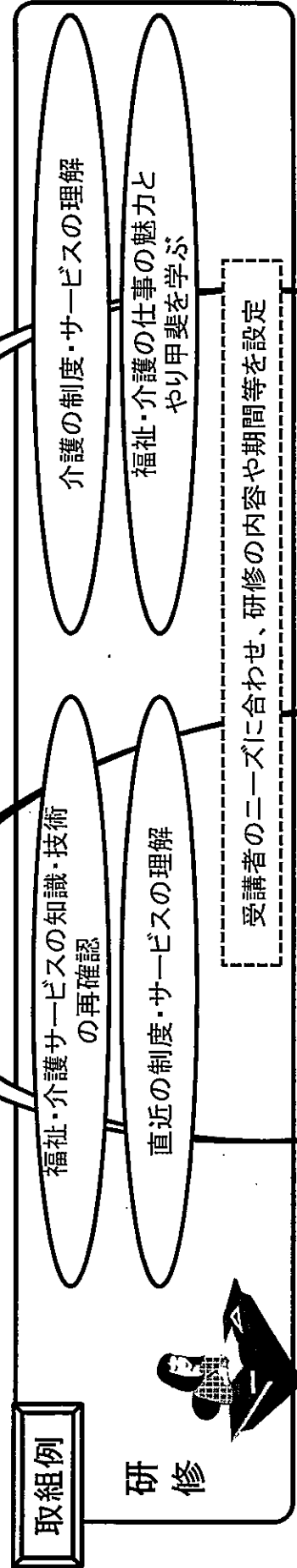
(3)職場体験の受入れ費用は、5,920円以内(体験者1人1日当たり)とする。

### 7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 潜在的有資格者等再就業促進事業

**目的** 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

**ターゲット** 即戦力  
潜在的有資格者  
(介護福祉士、社会福祉士、  
精神保健福祉士等)  
他分野からの離職者等  
多様な人材  
の参入



**活動指標・成果指標の例**

- 研修、職場体験に参加した人数
- 職場復帰、再就業した人数（潜在的有資格者、他分野からの離職者）等



### (3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

#### 1 事業の目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

#### 2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容の例

- 求人施設・事業所が求めている人材像の的確な把握
- 求職者の適性を確認し、就業に適した求人施設・事業所との職場面接、職場体験の調整
- サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施
- 求職者や施設・事業所に対する求人求職情報等の発信
- 社会保険労務士や公認会計士等による経営・人事・労務管理等に関する指導、助言、セミナーの実施

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

#### 5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 求職者の登録人数
- 求人登録の人数、事業所数
- 出張相談の回数、件数
- 合同面接会の回数、参加者数
- 採用人数
- 就労後の相談件数 等

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

#### 6 その他

(1)専門員は、事業内容や施設・事業所数、地域区分等に応じ、複数名配置する。

(2)専門員は、ハローワーク等における出張相談や施設・事業所への戸別訪問、合同面接会の開催等、都道府県福祉人材センター外の活動を基本とする。

(3)専門員は、他の制度(公共職業訓練や求職者支援訓練等)の積極的な紹介や、関連機関(ハローワークや介護労働安定センター等)との連携を強化し、求職者の円滑な就労と定着を支援する。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室



## (4) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

### 1 事業の目的

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。  
※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 施設、事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施
- 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修
- 複数の施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修



一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修(※)」の科目単位の履修認定が可能  
※平成27年度以降の介護福祉士国家試験において、実務経験者の受験資格に必要となる研修

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

### 5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 研修の実施回数、受講者数
- 就労年数や職務階層別の実施状況
- 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

### 6 その他

- (1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、参加人数や開催時期の調整、一体的な広報等に努めること。
- (2)施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (3)経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者を対象とした研修も、本事業の対象となる。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

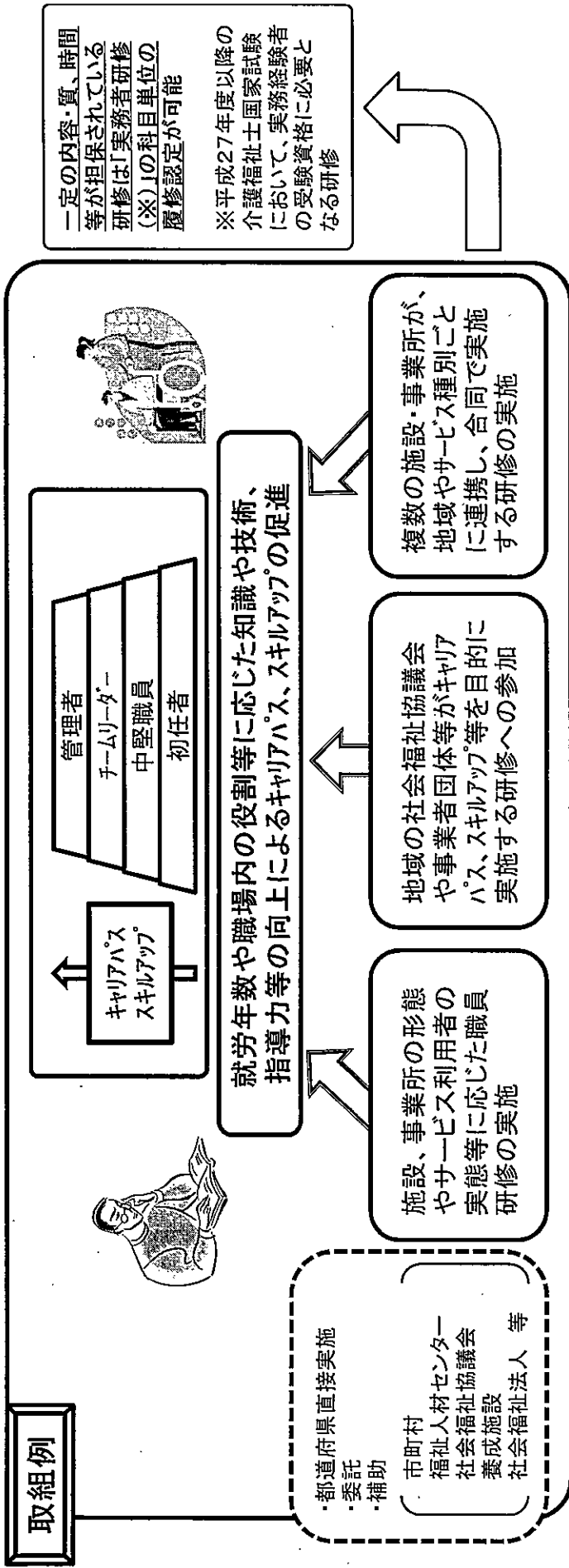
## 目的

施設、事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

## ターゲット

施設、事業所の職員

## 取組例



適切なキャリアパス、スキルアップによる福祉・介護人材の安定的な定着

## 活動指標・成果指標の例

- 研修の実施回数、受講者数
- 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況
- 就労年数や職域階層別の実施状況
- 等

## (5) 福祉・介護人材確保対策連携強化事業

### 1 事業の目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1)実施主体 都道府県

※都道府県福祉人材センター等、都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

#### (2)事業内容の例

- 都道府県と市町村、事業実施団体や管内関係機関等が参加する協議会の設置
- 福祉・介護人材確保対策事業に関する一体的な広報
- 事業実施団体間の参加人数や開催時期等の調整
- 研修等の参加者への意識調査やその後の就職動向等の把握
- 福祉・介護人材確保対策事業の事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

#### (3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

### 3 補助割合 定額(10/10)

### 4 実施年度 平成24年度

### 5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 協議会への参加団体数
- 協議会の開催回数
- 等

### 6 その他

(1)各事業の活動指標・成果指標のうち、求職者数や求人件数、福祉・介護分野への就職者数等を把握する場合には、福祉人材センターの「福祉人材情報システム」を活用し、効率的に行うこと。

### 7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 福祉・介護人材確保対策連携強化事業

## 目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一体的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

## ターゲット

市町村

事業実施団体

管内関係機関

## 取組例

市町村や関係団体等が参加する協議会の設置

参加人数や開催場所、時期等の調整

一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保

事業実施時における他事業の広報

求職者の就業動向等の把握

潜在的有資格者の把握状況の把握

参加者等の福祉・介護分野への就職状況の確認

福祉人材センターの「福祉人材情報システム」の活用

各事業の実績把握、効果の検証

事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

参加者の意識調査

人材確保に関する調査、分析

・都道府県直接実施  
・委託（福祉人材センター等）

**各事業の連携強化、相乗効果の促進**

活動指標・成果指標の例

○協議会への参加団体数

○協議会の開催回数

等

# 介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成23年度第3次補正予算において、被災した学生を対象に貸付要件を緩和し、被災学生全員を貸付対象に出来るよう介護福祉士等修学資金の積み増しを行った。

○ また、平成24年度予算案においては、実務者研修受講者を貸付対象に追加する予定。

	従来からの制度	平成23年度第3次補正予算	平成24年度予算(案)
予算額 補助率等	・200億円の内数(平成23年度予算)・1/2 ・320億円(平成20年度第2次補正予算)・10/10 (セーフティネット事業費補助金)	16.6億円・3/4 (セーフティネット事業費補助金)	従来からの制度の予算で対応
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者のうち、 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に必要性が認められる学生(都道府県が具体的基準等を設定)	<b>被災県等における</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者のうち、 今般の震災により被災した学生全員を想定 (従前の貸付要件で選定されなかった学生も含む。)	実務者研修受講者を追加
実施主体	都道府県、都道府県が適当と認める団体	都道府県が適当と認める団体	「従来からの制度」と同じ
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	同左	一人当たり20万円
貸付利子	無利子	同左	同左
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	同左	同左
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	同左	左記②について、 法人における人事異動等の場合や、東日本大震災の被災3県で従事した場合に、都道府県区域外でも返還免除とするよう緩和